

II 許可を受けるための手続

1 申請の種類と許可の有効期間

(1) 許可の申請区分

建設業の許可は、次に掲げる区分により申請することになります。

	申請区分	説明
1	新規	現在「有効な許可」をどこの許可行政庁からも受けていない場合、又は更新手続申請前に有効期間が満了した場合
2	許可換え新規	①知事許可から大臣許可へ、又は、大臣許可から知事許可へ変更する場合 ②都道府県知事の許可を受けている者が当該都道府県の区域内における営業所を廃止して、他の一の都道府県の区域内に営業所を設置する場合 (例) 大臣許可→栃木県知事許可、○○県知事許可→栃木県知事許可
3	般・特新規	①「一般建設業の許可のみを受けている者」が、新たに「特定建設業の許可」を申請する場合 例1) 建(一般)、大(一般) → 建(特定)、大(特定)に切り替え 例2) 建(一般)、大(一般)に、新たに管(特定)を加える場合 ②「特定建設業の許可のみを受けている者」が、新たに「一般建設業の許可」を申請する場合(財産的要件が欠落した場合など) 例3) 建(特定)、大(特定) → 建(一般)、大(一般)に切り替え 例4) 建(特定)、大(特定)に、新たに管(一般)を加える場合 (注意) ※特定建設業の許可のみを受けている者が、建設業法第29条に該当することにより、当該特定建設業の許可を継続することができない場合に、許可を受けている建設業全部について一般建設業の許可を申請しようとするときは、 <u>特定建設業の全部を廃業した後、新たに一般建設業の許可を申請する必要がある</u> ので、「般・特新規」ではなく「新規」に該当する。
4	業種追加	①「一般建設業の許可を受けている者」が、「他の一般建設業の業種」の許可を申請する場合 ②「特定建設業の許可を受けている者」が、「他の特定建設業の業種」の許可を申請する場合 例1) 建(一般)、大(一般)に、管(一般)を加える場合 例2) 建(特定)、大(特定)に、管(特定)を加える場合 ③既に一般と特定の両方の許可を受けている場合に他の特定や一般の許可を受ける場合の事例です。 例3) 建(一般)、大(一般)、管(特定)に、舗(一般)を加える場合 例4) 建(一般)、大(一般)、管(特定)に、舗(特定)を加える場合 例5) 建(特定)、大(一般) → 建(特定)、大(特定)に切り替え 例6) 建(特定)、大(一般) → 建(一般)、大(一般)に切り替え
5	更新	既に「許可を受けている建設業」をそのまま続けようとする場合
6	般・特新規+業種追加	申請区分3と申請区分4を同時に申請する場合
7	般・特新規+更新	申請区分3と申請区分5を同時に申請する場合
8	業種追加+更新	申請区分4と申請区分5を同時に申請する場合
9	般・特新規+業種追加+更新	申請区分3と申請区分4と申請区分5を同時に申請する場合

※個人事業者から法人組織に移行する場合(いわゆる法人成り)は、許可の承継を行う場合を除き、新規許可申請が必要です。なお、法人組織間の変更(有限会社、株式会社、合名会社、合資会社、合同会社間の組織変更)は、変更届出書の提出が必要です。

事業承継に係る認可制度については、P111以降をご参照ください。

(2) 許可の有効期間

建設業の許可の有効期限は、5年間です。許可の有効期間は、許可のあった日から、5年後の対応する日の前日をもって満了します。有効期間の末日が日曜日等の休日であってもその日をもって満了することとなりますので注意してください。

なお、引き続き建設業を営もうとするときは、許可の更新の手続きを、有効期間満了の日の3ヵ月前から30日前までに行ってください。

(3) 許可の有効期間の調整について

次の場合、二業種以上の許可の許可年月日を同一にすることができます。このことにより本来、業種ごとに数度にわたって許可の更新申請をするところを一度の申請手続で済ますことができます。

- ①許可年月日が異なる二業種以上の許可を受けている場合で、許可の更新を申請する際、有効期間の残っている他の業種についても同時に一件の許可の更新として申請することができます。
- ②現在、許可を受けている業種以外の業種を追加して許可申請しようとする場合、有効期間の残っている従来の業種についても同時に許可の更新を申請することができます。
ただし、追加する業種についての十分な審査期間を要するため、既に許可を受けている業種の有効期限が1か月半以上残存していないければ、同時に更新を申請することはできません。

この場合、業種追加する業種の許可年月日に更新する業種の許可年月日を合わせることとなります。

2 許可申請書等の入手先及び許可手数料

(1) 許可申請書等の入手先

建設業の許可を受けようとする者が提出する許可申請書等は、栃木県公式ホームページからダウンロードすることができます。

また、以下のサイト（一般財団法人建設業情報管理センター）において、申請書類の作成が可能なソフトを無料で利用できます。（URL：<http://www.ciic.or.jp/analysis/soft/keishinplus/>）

なお、一般社団法人栃木県建設業協会の窓口にて、印刷したものを販売しています。

詳しくは、P39「《参考資料4》許可申請書等の入手先について」をご参照ください。

一般社団法人栃木県建設業協会 〒321-0933 宇都宮市築瀬町1958-1 TEL 028-639-2611

(2) 許可手数料の納入

栃木県知事許可を申請しようとする者は、次に掲げる区分により許可手数料を納入してください。

申請区分	許可手数料	納入方法
新規	9万円	栃木県収入証紙を許可申請書の所定欄に貼る。 <証紙購入場所> 栃木県庁本庁舎及び地方総合庁舎の生協売店等
許可換え新規 般・特新規		※足利銀行における売りさばきは、 <u>令和4年3月31日をもつて終了</u> しました。詳しくは、栃木県会計管理課のホームページをご確認ください。
業種追加	5万円	
更新	5万円	

◎ 許可手数料を計算する際の注意点

	一般・特定のどちらか一方のみを申請する場合	一般・特定の両方を申請する場合
1 新規	9万円	18万円
2 許可換え新規	9万円	18万円
3 般・特新規	9万円	—
4 業種追加	5万円	10万円
5 更新	5万円	10万円
6 般・特新規+業種追加	—	14万円
7 般・特新規+更新	—	14万円
8 業種追加+更新	10万円	※下記をご参照ください。
9 般・特新規+業種追加+更新	—	19万円

※一般又は特定の一方のみ業種追加 + 一般と特定の両方更新・・・15万円

一般と特定の両方を業種追加 + 一般又は特定の一方のみを更新・・・15万円

一般と特定の両方を業種追加 + 一般と特定の両方更新・・・20万円

なお、許可とならなかった場合や、申請者の都合による取下げの場合であっても、一度納入された手数料は返還できませんのでご了承ください。

(3) 許可申請書等の提出先・提出部数

①提出先： 主たる営業所がある市町を管轄する土木事務所（裏表紙内側「問い合わせ先」参照）

郵送（又は持参）で提出してください。なお、申請書等の副本を代理人の方が受領する場合は、委任状の委任事項に「受領」が明記されている必要があります。

郵送の場合

・特定記録郵便、簡易書留、レターパック等、発送後の追跡ができる方法で送付してください。

なお、郵便事故等による未着については、県では責任を負いかねます。

・副本を返却しますので、返却用封筒（A4が入るもの）を同封してください。

・返却用封筒も、レターパック等発送後の追跡ができるものとし、宛先を予め記入してください。

（特定記録郵便等の場合は、副本の重量に応じた切手等を貼付。）

※詳しい提出方法は、栃木県公式ホームページをご参照ください。

※書類の送り先の間違いが増えています。宛先を確認してから発送してください。

持参の場合

・書類等の確認を行うため、平日9時から16時30分までの間に持参してください。

②提出部数：2部（正本1部 副本1部） ※副本は、正本と同一内容のコピーです。

(4) 申請書類の提出にあたって

申請書類の提出は、原則として申請者本人（代表者）が行ってください。

ただし、次の場合はその限りではありませんが、窓口担当者が申請内容について確認を行いますので、内容を十分理解されている方がご対応願います。

1. 申請者の役員・従業員等

2. 申請者から委任を受けた行政書士 ※必ず委任状を添付してください。

※一申請者につき複数の申請書・届出書を提出する際は、その申請書・届出書ごとに委任状を作成し添付してください。

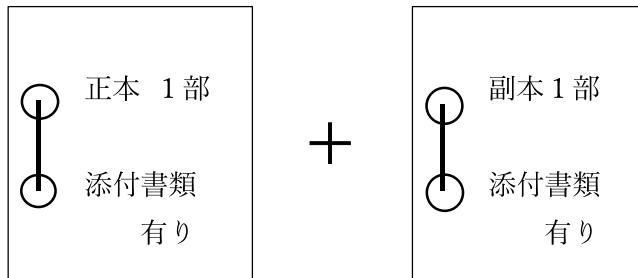
※行政書士でない方が、他人の依頼を受け、報酬を得て官公署に提出する書類を作成することを業とすることは行政書士法違反となります。

(5) 許可申請書の作成にあたって

許可申請書は、許可を受けようとする者が、建設業法に規定される各種の基準を満たしているかどうかを判断するための重要なものです。

したがって、許可申請書の作成にあたっては、各用紙の記載要領及び次の事項に注意して作成してください。

	正本	副本
申請書作成方法	ワードソフト等で作成	正本のコピーを提出
添付書類	原本を添付	コピーを添付
用紙のサイズ	A4 縦	
とじ方	左側2穴のひもとじ	



※「入力用」は廃止されました。
※新たに、「**参考資料6 役員等一覧表(照会用)**」が様式に加わりました。
詳しくはP62をご参照ください。

《注意点》

- 書類を綴る順番は、P40～41の許可申請書類一覧の表のとおりとしてください。
 - 公的な各種証明書（登記事項証明書、自治体発行の証明書、事業税納税証明書等）を添付する際は、正本にその現物を、副本にそのコピーを綴じてください。
 - 工事請負契約書類や社会保険等の領収書など、申請者において保管されている資料を用いて添付する際は、すべてそのコピーを正本・副本に綴じてください。
- なお、提出された確認資料は（申請の取下げを除き）返却しませんので、ご了承ください。

(6) 申請等の結果

①許可申請の場合

許可（認可）

- ・申請書受領後内容の審査を行い、要件を満たすと判断されると許可（認可）がされます。
- ・新規申請等（更新以外の申請）については、標準的な処理期間として申請書受領後概ね33日間の期間を要します。
更新申請については、標準的な処理期間として申請書受領後概ね30日間の期間を要します。
(これらの期間には、補正等に要した期間を含めていません。)
- ・「許可（認可）通知書」は、申請した土木事務所の窓口から交付します。
※許可（認可）通知書は再発行されません。紛失することのないよう十分注意してください。
(「建設業許可証明（確認）書」の交付手続きについては、P108をご参照ください。)

許可（認可）申請の取下げ

- ・申請者の都合等により許可（認可）申請を取り下げる場合は、「建設業の許可申請の取下げ願」を監理課建設業担当に申し出た上で提出してください。
- ・受領後申請書類一式を返戻しますが、既納の審査手数料は原則として返還しません。

不許可（不認可）

- ・審査の結果要件を満たさないと判断された、又は欠格要件に該当すると確認された場合、申請は不許可になります。
- ・提出された申請書の正本は返戻しません。また、既納の審査手数料も返還しません。

②変更届出書の場合

- ・土木事務所の窓口にて形式審査を行った後、土木事務所受付印を押印した副本1部を届出者に返却します。
- ・受付印がある変更届出書は、県に届出をしたことを証するものですので、大切に保管してください。
(様式第22号の2による変更届出書の提出に対しては、許可通知書は発行されません。)
- ・変更届出書を受領後内容の審査を行った際に、改めて補正等の連絡をする場合がありますので、予めご了承ください。

《参考資料4》申請書様式等の入手先について

①インターネットからのダウンロード

「栃木県電子申請システム」よりダウンロードすることができます。

リンク : https://apply.e-tumo.jp/pref-tochigi-d/downloadForm/downloadFormList_detail.action?tempSeq=1651

<p>【栃木県ホームページからダウンロードするには】</p> <ol style="list-style-type: none"> ①トップページの「産業・しごと」をクリック ②建設業カテゴリーのうち、「建設業許可」をクリック ③「<u>建設業許可の申請手続について</u>」へ進む ④「<u>2 「建設業許可申請の手引」及び申請様式の入手方法</u>」に進み、外部ページへのリンク文をクリック ⑤栃木県電子申請システムのページが表示されるので、ページ最下部の「申請書類様式 zip」をクリック ⑥お使いのPCにダウンロードされます。 	<p>【QRコードからダウンロードするには】</p> <p>以下のQRコードを読み込んでください。</p> 
--	--

②紙の申請書類を購入

(一社) 栃木県建設業協会の本部・各支部にて販売しています(有料)。
詳しくは下記または栃木県建設業協会公式ホームページをご参照ください。

一般社団法人栃木県建設業協会	建設業協会 各支部		
《本部》 〒321-0933 宇都宮市築瀬町1958-1 (栃木県建設産業会館 2階) TEL (028) 639-2611	鹿沼支部	〒322-0043	鹿沼市万町752-6 TEL 0289-65-2020
	日光支部	〒321-1401	日光市上鉢石町1087 TEL 0288-54-0140
	芳賀支部	〒321-4325	真岡市田町1510-3 TEL 0285-82-2051
	下都賀支部	〒328-0034	栃木市本町10-10 TEL 0282-24-5420
	塩谷支部	〒329-2161	矢板市扇町2-10-6 TEL 0287-43-0142
	那須支部	〒324-0058	大田原市紫塚4-3944-120 TEL 0287-22-2124
	烏山支部	〒321-0628	那須烏山市金井2-20-20 TEL 0287-82-3161
	安蘇支部	〒327-0843	佐野市堀米町603 TEL 0283-24-3838
	足利支部	〒326-0823	足利市朝倉町2-2-5 TEL 0284-71-0044

3 許可申請書及び添付書類

(1)許可申請書類一覧

様式番号	書類の名称	新規	許可換え新規	般特新規	業種追加	更新	般特新規+更新	業種追加+更新	般特新規+更新
第1号	建設業許可申請書	○	○	○		○			
参考資料6	役員等一覧表(照会用) ※栃木県独自様式	○	○	○		○			
別紙1	役員等の一覧表	法	法	法		法			
別紙2(1)	営業所一覧表(新規許可等)	○	○	×		○			
別紙2(2)	営業所一覧表(更新)	×	×	○		○			
別紙3	収入印紙、証紙、登録免許税領收証書又は許可手数料領收証書はり付け欄	○	○	○		○			
別紙4	専任技術者一覧表	○	○	○		○			
第2号	工事経歴書	○	○	×		☆			
第3号	直前3年の各事業年度における工事施工金額	○	○	×		○			
第4号	使用人数	○	○	×		○			
第6号	誓約書	○	○	○		○			
	成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書(登記されていないことの証明書) P48参照)	○	○	○		○			
	成年被後見人及び被保佐人とみなされる者、また破産者で復権を得ないものに該当しない旨の市町村の長の証明書(身分証明書) (注2)	○	○	○		○			
第7号	常勤役員等(経営業務の管理責任者等)証明書 (注3)	○	○	○		○			
別紙	常勤役員等の略歴書 (注3)	○	○	○		○			
	常勤役員等の経営経験の確認書類	○	×	×		×			
	常勤役員等の常勤性の確認書類	○	○	○		○			
第7号の3	健康保険等の加入状況	○	○	○		○			
	健康保険等の加入状況の確認書類	○	○	○		○			
第8号	専任技術者証明書(新規・変更)	○	○	×		○			
	技術検定合格証明書等の資格証明書	○	○	×		☆			
第9号	実務経験証明書(必要に応じて卒業証明書を添付)	○	○	×		☆			
	専任技術者の実務経験の確認書類	○	○	×		☆			
	専任技術者の常勤性の確認書類	○	○	○		○			
第10号	指導監督的実務経験証明書	△	△	×		△(☆)			
第11号	建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表	△	△	△		△			
第12号	許可申請者(法人の役員等・本人・法定代理人)の住所、生年月日等に関する調書	○	○	○		○			
第13号	建設業法施行令第3条に規定する使用人の住所、生年月日等に関する調書	△	△	△		△			
	定款	法	×	×		×			

様式番号	書類の名称	新規	許可換え新規	般特新規	業種追加	更新	般特新規+更新	業種追加+更新	業般追加+新規+更新
第14号	株主(出資者)調書	法		×	×			×	
第15号	貸借対照表（注4）	法		×	×			×	
第16号	損益計算書・完成工事原価報告書（注4）	法		×	×			×	
第17号	株主資本等変動計算書（注4）	法		×	×			×	
第17号の2	注記表（注4）	法		×	×			×	
第17号の3	附属明細表（注5）	法		×	×			×	
第18号	貸借対照表（注4）	個		×	×			×	
第19号	損益計算書（注4）	個		×	×			×	
	履歴事項全部証明書（注6）	○		×	×			×	
第20号	営業の沿革	○		×	○			○	
第20号の2	所属建設業者団体	○		×	×			×	
	事業税納税証明書(納付すべき額及び納付済額)（注7）	○		×	×			×	
第20号の3	主要取引金融機関名	○		×	×			×	
	金融機関の残高証明書、または融資証明書（注8）	△		△	×			△	
	営業所の確認書類	○		×	×			×	
	行政書士の委任状(代理申請する場合)	△		△	△			△	

(注1)記号について

法…法人のみ添付必要。個人は不要

個…個人のみ添付必要。法人は不要

○…法人、個人両方で添付必要

△…該当する申請者の場合は必要

☆…新規、追加分は提出。更新分は提出不要。

×…添付不要。ただし、許可後変更が生じた場合は遅滞なく変更届出書の提出が必要。

(注2)外国籍の方については、住民票の写し(原本)又は在留カードのコピーを提出すること。

(注3)P16のⅡの要件で申請する場合には、様式第7号に代えて様式第7号の2及び別紙を提出すること。

(注4)申請者において申請日時点で未だ決算期が到来していない場合は、「開始貸借対照表(任意様式)を作成の上提出すること。

(注5)附属明細表については特例有限会社を除く株式会社のうち、以下のいずれかに該当する場合に提出すること。

ただし、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第24条に規定する有価証券報告書の提出会社にあつては、有価証券報告書の写しの提出をもって附属明細表の提出に代えることができます。

①資本金の額が1億円超

②最終事業年度に係る貸借対照表の負債の部に計上した額の合計額が200億円以上

(注6)事業協同組合の場合は、理事改選が記録された総会議事録(理事全員の記名捺印がされたものに限る。)のコピーを加えて提出すること。個人の場合は、支配人登記をしている場合に限り必要。

(注7)栃木県知事の許可を受けようとする場合は、栃木県の県税事務所で発行された法人事業税納税証明書を添付すること。

(注8)一般建設業の許可を申請する際、①新規で許可取得後5年を経過していない、かつ、②直近の決算期において純資産額(自己資本額)が500万円に満たない場合に必要。

(2) 許可要件の確認書類

ア 経営業務の管理責任者に関するもの

経営業務の管理責任者としての経験を証明する際、AとB両方の確認書類が必要です。

項目	証明する事項	必要となる添付書類
A 経験期間 の裏付	法人の役員としての期間	証明する期間分の履歴事項全部証明書（商業登記簿謄本） ・閉鎖事項全部証明書も必要となる場合があります。 ・協同組合の理事の場合、理事全員の署名捺印がされた 総会議事録 のコピーも必要です。 ・証明する期間中の重任登記を怠っている場合は、経験期間として認められません。
	個人事業主としての期間 (①、②のどちらか)	① 証明する期間分の確定申告書Bのコピー ・税務署の受付印、税理士の署名捺印又はメール詳細画面のコピーがあるものに限ります。 ② 証明する期間分の市町村長が発行する所得証明書 ・所得の種類がわかるものに限ります。
	★執行役員等としての期間 (建設業の経営業務の執行 に関して具体的な権限移 譲を受けた場合に限る) (①～③のすべて)	① 役員に次ぐ職制上の地位にあることが確認できる書類 (組織図等) ② 業務を執行する事業部門の業務内容が確認できる書類 (業務分掌規程等) ③ 業務執行権限の委譲を受け、具体的な業務執行に専念す るものであることが確認できる書類 (執行役員規定、取締役会議事録等)
	★経営業務の管理責任者に 準ずる地位にあり、経営 業務の管理責任者を補助 した期間 (法人：①～③のすべて、 個人：①～④のすべて)	① 役員又は事業主に次ぐ職制上の地位にあることが確認で きる書類 (組織図等) ② 業務内容が経営経験（補助経験）に該当することが確認 できる書類 (業務分掌規程、稟議書等) ③ 経営経験（補助経験）の期間が確認できる書類 (人事発令書等) ④ 確定申告書Bのコピー ・専従者欄又は給与支払欄に氏名が記載されているものに 限ります。
	★許可申請等を行う建設業 者において、財務管理、 労務管理、業務運営に從 事した期間 (①～③のすべて)	① 役員等又は役員等に次ぐ職制上の地位にあることが確認 できる書類 (組織図等) ② 業務内容が各経験に該当することが確認できる書類 (業務分掌規程、稟議書等) ③ 各経験の期間が確認できる書類 (人事発令書等)

※申請内容が★印に該当する場合は、事前に監理課までご相談ください。

項目	証明する事項	必要となる添付書類
B 経験内容 の裏付	建設業を営んできた実績	<p>①当時の工事請負契約書、又は工事注文書及び工事請書等のコピー</p> <p>※証明する期間分について、<u>1ヶ年につき1件以上添付すること。</u></p> <p>※見積書は、確認資料として取り扱いません。</p> <p>※事実確認等のため、請負代金の入金記録や通帳のコピー等を求める場合があります。</p> <p>※経験期間中従事した内容が「電気工事業」「解体工事業」の場合、<u>上記の添付書類に加え、P 45 の書類を併せて添付すること。</u></p> <p>②建設業を営業してきた証明者が許可業者の場合、上記①による契約書類の代わりとして、証明しようとする期間を有効期間内に含む「建設業許可通知書」のコピーでも代用可。<u>ただしこの場合の証明者は、原則として被証明者が経験期間中に在籍する（又は過去に在籍した）建設業者に限ります。</u></p>

イ 専任技術者に関するもの

専任技術者としての資格や実務経験を証明する際、許可区分に応じて下記の確認書類が必要です。

項目	証明する事項	必要となる添付書類
一般建設業 の場合	保有資格の裏付	<p>資格者証のコピー（技術・技能検定合格証明書、免状、免許証、監理技術者資格者証、登録基幹技能者講習修了証等）</p> <p>※保有する国家資格によっては、併せて実務経験証明書と業種経験の確認資料を添付することがあります。</p>
	所定学科卒業の裏付 (①～③のすべて)	<p>①所定学科の卒業証明書又は卒業証書のコピー</p> <p>※ P 22 の要件緩和を用いる場合は、代わりに<u>建設業法の技術検定に係る第一次検定又は第二次検定の合格証明書</u>のコピーを添付すること。</p> <p>②実務経験証明書（様式第9号）</p> <p>③業種経験の確認資料（下記「実務経験の裏付②」を参照）</p>
	実務経験の裏付 (①、②のすべて)	<p>①実務経験証明書（様式第9号）</p> <p>②業種経験の確認資料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・証明する業種及び期間分における、当時の工事請負契約書、又は工事注文書及び工事請書等のコピー <p>※確認資料は、1ヶ年につき1件以上添付すること。</p> <p>※見積書は、確認資料として取り扱いません。</p> <p>※具体的な施工内容、施工時期の確認ができるものに限ります。</p> <p>※事実確認等のため、請負代金の入金記録や通帳のコピー等を求める場合があります。</p> <p>※電気工事、消防施設工事においては、電気工事士法及び消防法の規定に鑑み、無資格での実務経験は原則として認められません。</p>

		<p>※経験期間中従事した内容が「電気工事業」「解体工事業」の場合、<u>上記の添付書類に加え、P 45 の書類を併せて添付すること。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・経験内容が「土木一式工事」、「建築一式工事」の場合、総合的な企画調整を要する工事であるかを判断するため、<u>工事内容が確認できる書類を、併せて必ず添付すること。</u> ・経験内容が「機械器具設置工事」の場合、当該機械設備に係る仕様書や設計図書、実物の写真など、<u>機械器具設置工事業の内容に該当することが判断できる資料を、併せて必ず添付すること。</u> ・建設業を営業してきた証明者が許可業者の場合、上記②による契約書類の代わりとして、証明しようとする期間を有効期間内に含む「建設業許可通知書（証明しようとする業種に限る）」のコピーでも代用可。<u>ただしこの場合の証明者は、原則として被証明者が経験期間中に在籍する（又は過去に在籍した）建設業者に限ります。</u>
特定建設業の場合	保有資格の裏付	<p>資格者証のコピー (技術検定合格証明書、免状、免許証、監理技術者資格者証等)</p>
	<p>一般建設業の専任技術者の要件 + 2 年以上の指導監督的実務経験の裏付 (①～③のすべて)</p> <p>※この基準によっては、指定建設業 7 業種の専任技術者になることはできません。</p>	<p>①一般建設業の専任技術者の資格を有することを証明する資料 (上記「一般建設業の場合」欄を参照)</p> <p>②指導監督的実務経験証明書（様式第 10 号）</p> <p>③指導監督的実務経験の確認資料 (証明する期間分の建設工事請負契約書、又は工事注文書及び工事請書のコピー)</p> <p>※確認資料は、証明しようとするすべての期間分を添付してください。なお、期間が重複している場合は、二重に計算することはできません。</p> <p>※具体的な施工内容、施工時期の確認ができるものに限ります。</p> <p>※元請工事かつ請負代金が 4,500 万円以上の工事に関する経験のみ該当します。</p> <p>(平成 6 年 12 月 28 日前の建設工事にあっては 3,000 万円以上のもの、昭和 59 年 10 月 1 日前の建設工事にあっては 1,500 万円以上のもの)</p> <p>・通常の確認資料の代わりとして、監理技術者資格者証（保有資格欄に（実経）と記載されたもの）でも可。</p>
	国土交通大臣による認定の裏付	<p>①国土交通大臣の認定書のコピー</p> <p>②監理技術者講習受講証明書のコピー</p> <p>※大臣認定後全ての受講証明書を添付すること。</p>

★「電気工事業」「解体工事業」の実務経験を証明するにあたって

証明する業種・経験した状況下に応じて、上記の書類に加えて、下記の書類を添付してください。

業種	許可の有無	必要となる添付書類 ※証明する期間分添付すること
電気工事業	許可なし（軽微な建設工事のみ）での経験	下記のうちいづれかのコピー ・ <u>登録電気工事業者登録証</u> ・ <u>通知電気工事業者通知受理証</u>
	許可ありでの経験	下記のうちいづれかのコピー ・ <u>みなし登録電気工事業者届出受理証</u> ・ <u>みなし通知電気工事業者通知受理証</u>
解体工事業	許可なし（軽微な建設工事のみ）での経験	下記のうちいづれかのコピー ・ <u>解体工事業者の登録簿への登録通知書</u> ・ <u>建設業許可通知書（土木工事業または建築工事業のいずれかに係るもの）</u>
	許可ありでの経験	下記のうちいづれかのコピー ・ <u>建設業許可通知書（とび・土工工事業に係るもの）</u> ※ <u>令和元年6月までの経験に限る</u> ・ <u>建設業許可通知書（解体工事業に係るもの）</u>

〔解説：電気工事業〕建設業法の許可と電気工事業法の登録の関係

- ・建設業法の目的の一つは請負契約の適正化

→ 許可制度による規制の対象となるのは「請負金額 500 万円以上の『営業・契約行為』」

- ・電気工事業法の目的は電気工事業の適正な実施、保安の確保

→ 登録制度による規制の対象となるのは「電気工事の『業務・施工』」

建設業法による「建設業の許可」、電気工事業法による「電気工事業の登録」等の有無により、下記のとおり請負及び自社施工を行うための制限又は手続きに違いがありますので、ご注意ください。

	建設業許可あり	建設業許可なし
登録(通知)電気工事業 登録(受理)あり	<ul style="list-style-type: none"> ・請負金額が税込 500 万円以上の電気工事を請負が可能です。 ・<u>建設業許可を有することにより、登録(通知)電気工事業の登録(受理)は失効します。</u> ・<u>許可取得後、遅滞なく「みなし登録(通知)電気工事業者」としての届出が必要です。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・請負金額が 500 万円未満の軽微な工事に限られます。 ・電気工事を自社にて施工することができます。
登録(通知)電気工事業 登録(受理)なし		<ul style="list-style-type: none"> ・請負金額が 500 万円未満の軽微な工事に限られます。 ・電気工事を<u>自社にて施工できません</u>（登録事業者に下請契約により施工させが必要）。

ウ 常勤性の確認に関するもの（「経営業務の管理責任者」及び「専任技術者」共通）

全ての許可申請（更新、業種追加等含む）及び経営業務の管理責任者、専任技術者の変更の際には下記の確認書類のうちいずれかの提出が必要です。

許可申請においては、全ての申請で経営業務の管理責任者及び専任技術者全員の常勤性を確認します。

法人の場合 (①～⑧の いずれか)	①健康保険被保険者証のコピー
	・事業所名が記載されているものに限ります。
	・保険者番号及び被保険者記号と番号には、マスキングを施した上で提出すること。
	②直近の健康保険・厚生年金保険標準報酬月額決定通知書のコピー
	※ 2以上事業所勤務被保険者標準報酬決定通知書は、原則認められません。
	③雇用保険被保険者資格取得等確認通知書のコピー
	④厚生年金保険 70歳以上被用者算定基礎届（年金事務所の受付印があるもの）のコピー
	⑤新規適用届及び被保険者資格取得届のコピー (年金事務所、公共職業安定所の受付印があるもの) ・加入申請中の場合に限ります。
	⑥直近の住民税特別徴収税額の決定通知書（特別徴収義務者用）のコピー
個人事業主 の場合	⑦住民税特別徴収税額の変更通知書（特別徴収義務者用）のコピー ・新規雇用の場合に限ります。
	⑧特別徴収切替申請（届出）書のコピー（受付印があるもの） ・通知前の場合に限ります。
個人事業主 の場合	（事業主本人）提出不要
	（事業主以外の者）上記①～⑧のいずれか

※標準報酬月額や住民税の課税が少額、非課税の方は、「源泉徴収簿」や「常勤証明書」の提出を求める事があります。

※現住所からの通勤時間が、標準的な通勤経路において概ね 90 分を超える場合は、下記の書類が追加で必要となります。

【交通機関利用の場合】通勤定期券のコピー及び通勤経路図

【自家用車利用の場合】ETC 利用明細書、有料道路料金領収証及び通勤経路図

【社宅等に居住している場合】賃貸借契約書及び公共料金の領収書等（居住者名が確認できるもの）

※出向社員の場合は、出向先での常勤性を確認するため、下記の書類が追加で必要となります。

- ・出向元と出向先との間で締結された出向契約書、出向協定書、覚書等のコピー
- ・出向社員名が記載された辞令、出向命令書等のコピー
- ・出向元の賃金台帳、出向先の出勤簿のコピー

エ 社会保険等への加入に関するもの

申請者が適切な社会保険等に加入していることを証明する場合、下記の確認書類が必要です。

健康保険・厚生年金保険の加入状況を証明する資料	直近の保険料の納入に係る以下の書類のコピー ①保険料納入告知額・領収済額通知書 ②納入告知書 納付書・領収証書（金融機関の領収日付印付き）
雇用保険の加入状況を証明する資料 (①、②のどちらか)	直近の保険料の納入に係る以下の書類のコピー ①労働保険概算・確定保険料申告書（労働局の受付印付き） +領収済通知書又は「労働保険料等振替納付のお知らせ」のはがき ②保険料納入通知書+領収書（労働保険事務組合に委託している場合）

健康保険・厚生年金保険（いわゆる「社会保険」）

法人の事業所においては、役員1人のみでも原則として適用事業所に該当します。また、個人の事業所については、常時従業員が5人以上いる場合に原則として適用事業所に該当します。

適用事業所への該当等、制度に関する詳細については、直接最寄りの年金事務所へお問い合わせの上、ご確認ください。

なお、日本年金機構のホームページより管轄の年金事務所をお調べいただけます。

（URL：https://www.nenkin.go.jp/section/soudan/tochigi/kankatsu_tochigi.html）

雇用保険

従業員を1人でも雇用している場合は、原則として適用事業所に該当します。

適用事業所への該当等、制度に関する詳細については、直接最寄りの公共職業安定所（ハローワーク）へお問い合わせの上、ご確認ください。

なお、栃木労働局のホームページより管轄のハローワークをお調べいただけます。

（URL：<https://jsite.mhlw.go.jp/tochigi-rooudoukyoku/hw/list.html>）

(3) 登記されていないことの証明書・身分証明書について

下記の①・②の証明書は、下記に該当する者について提出が必要です。

許可申請者	・法人の役員等（取締役、業務執行社員、執行役、組合等の理事） ※監査役、執行役員、顧問、相談役、株主等は不要です。 ・個人事業主 ・法定代理人 ・法定代理人の役員
令3条に規定する使用者	・従たる営業所の代表者 ・個人事業主の支配人

許可申請の際は**対象者全員分**の証明書、役員等の「新任に係る変更届出」を行う場合は、**新任の者**の証明書の添付が必要です（①、②ともに**3か月以内**に発行された原本を添付してください）。

①「登記されていないことの証明書」について

成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書です。

<交付申請先>

全国の法務局又は地方法務局（本局）の窓口（支局、出張所では発行できません。）

栃木県内の場合は、次の窓口のみで発行しています。

宇都宮地方法務局 戸籍課 宇都宮市小幡2-1-11 (TEL 028-623-0921)

郵送による交付申請は、東京法務局のみで取扱っています。

東京法務局 民事行政部 後見登録課

〒102-8226 東京都千代田区九段南1-1-15 九段第2合同庁舎 (TEL 03-5213-1360)

②「身分証明書」について

成年被後見人及び被保佐人とみなされる者に該当せず、また、破産者で復権を得ないものに該当しない旨の市町村の長の証明書です。

<交付申請先>

本籍地の市町村の戸籍事務担当課

(4) 営業所の確認資料について

営業所の実態を確認するため、新規許可申請の際には営業所写真の提出が必要です。

提出後の業種追加、更新等の申請時には提出は不要ですが、営業所の新設及び移転等をした際は、変更届出書とともに新たな営業所の写真を提出してください。

提出の際は、以下のカラー写真で申請日前3ヶ月以内に撮影したものを、《参考資料5》営業所資料様式（P49 参照）に印刷又は貼り付けてください。

ア 建物の全景・・・看板、表札等を確認できるもの。

イ 営業所の入口・・・表札が確認できるもの。

　　営業所がビル内に所在する場合は、上記の他、営業所の案内板を写したもの。

ウ 営業所の内部・・・主な執務室の状況全体が確認できる程度のもの。

エ 使用する権原・・・用紙の所定箇所に、営業所の使用権原について記載すること。

　　(例)「自己所有物件」「賃借物件（所有者〇〇）」

《参考資料5》営業所資料様式

営業所写真			
商号又は 名称	許可番号	営業所 所在地	撮影年月 令和 年 月 摄影
営業所名	営業所 電話番号	使用権原	(所有者:)
写真貼付欄			

1. 建物の全景は、看板、表札等を確認できるもの

2. 営業所の入口は、表札が確認できるもの

3. 営業所がビル内に所在する場合は、営業所の案内板を写したもの

4. 営業所の内部は、主な執務室の状況が確認できる程度のもの

5. 写真是カラー写真(デジタル写真を直接印刷することは可、ポラロイド写真的貼り付け不可)で3か月以内に撮影したもの

6. 余白に、営業所の使用権原(「自己所有物件」「賃借物件(所有者〇〇)」等)を記載してください。

7. 本用紙一枚に写真が収まらない場合は、貼付用紙を追加し、提出してください。

表3 建設業の種類別所定学科

許可を受けようとする 建設業	学 科
土木工事業 舗装工事業	土木工学（農業土木、鉱山土木、森林土木、砂防、治山、緑地又は造園に関する学科を含む。以下この表において同じ。） 都市工学、衛生工学又は交通工学に関する学科
建築工事業 大工工事業 ガラス工事業 内装仕上工事業	建築学又は都市工学に関する学科
左官工事業 とび・土工工事業 石工事業 屋根工事業 タイル・れんが・ブロック工事業 塗装工事業 解体工事業	土木工学又は建築学に関する学科
電気工事業 電気通信工事業	電気工学又は電気通信工学に関する学科
管工事業 水道施設工事業 清掃施設工事業	土木工学、建築学、機械工学、都市工学又は衛生工学に関する学科
鋼構造物工事業 鉄筋工事業	土木工学、建築学又は機械工学に関する学科
しゅんせつ工事業	土木工学又は機械工学に関する学科
板金工事業	建築学又は機械工学に関する学科
防水工事業	土木工学又は建築学に関する学科
機械器具設置工事業 消防施設工事業	建築学、機械工学又は電気工学に関する学科
熱絶縁工事業	土木工学、建築学又は機械工学に関する学科
造園工事業	土木工学、建築学、都市工学又は林学に関する学科
さく井工事業	土木工学、鉱山学、機械工学又は衛生工学に関する学科
建具工事業	建築学又は機械工学に関する学科

※上記の名称以外の学科の場合でも、成績証明書等で具体的な履修内容が確認できれば認められる可能性がありますので、監理課まで御相談ください。

(補足) 具体的な類似学科

※類似学科については、学科名の末尾にある「科」「学科」「工学科」は他のいずれにも置き換えが可能です。
ただし、「森林工学科」「農林工学科」「農業工学科」「林業工学科」については、置き換えることはできません。
※「具体的な指定学科」の並びは、学科ごと50音順になっています。

指定学科	具体的な指定学科	指定学科	具体的な指定学科	指定学科	具体的な指定学科
土木工学 に関する 学 科	開発科	土木工学 に関する 学 科	緑地土木科	機械工学 に関する 学 科	エネルギー機械科
海洋科	林業工学科	林業土木科	応用機械科		
海洋開発科	林業緑地科	機械科	機械技術科		
海洋土木科	学科名に関係なく生産 環境工学コース・講座・ 専修・専攻	機械工学第二科	機械航空科		
環境造園科	学科名に関係なく農業 土木学コース・講座・専 修・専攻	機械工作科	機械システム科		
環境科	学科名に関係なく農業 工学コース・講座・専 修・専攻	機械情報科	機械情報システム科		
環境開発科	建設科	環境都市科	機械精密システム科		
環境建設科	建設環境科	都市科	機械設計科		
環境整備科	建設技術科	都市システム科	機械電気科		
環境設計科	建設基礎科	衛生科	建設機械科		
環境土木科	建設工業科	環境科	航空宇宙科		
環境緑化科	建設システム科	空調設備科	航空宇宙システム科		
環境緑地科	建築土木科	設備科	航空科		
	鉱山土木科	設備工業科	交通機械科		
	構造科	設備システム科	産業機械科		
	砂防科	応用電子科	自動車科		
	資源開発科	システム科	自動車工業科		
	社会開発科	情報科	生産機械科		
	社会建設科	情報電子科	精密科		
	森林工学科	制御科	精密機械科		
	森林土木科	通信科	船舶科		
	水工土木科	電気科	船舶海洋科		
	生活環境科学科	電気技術科	船舶海洋システム科		
	生産環境科	電気工学第二科	造船科		
	造園科	電気情報科	電子機械科		
	造園デザイン科	電気設備科	電子制御機械科		
	造園土木科	電気通信科	動力機械科		
	造園緑地科	電気電子科	農業機械科		
	造園林科	電気・電子科	学科名に関係なく機械 (工学) コース		
	地域開発科学科	電気電子システム科	環境計画科		
	治山学科	電気電子情報科	建築科		
	地質科	電子応用科	建築システム科		
	土木科	電子科	建築設備科		
	土木海洋科	電子技術科	建築第二科		
	土木環境科	電子工業科	住居科		
	土木建設科	電子システム科	住居デザイン科		
	土木建築科	電子情報科	造形科		
	土木地質科	電子情報システム科			
	農業開発科	電子通信科	鉱山工学 に関する 学 科		
	農業技術科	電子電気科			
	農業土木科	電波通信科			
	農林工学科	電力科			
	農業工学科（ただし、東 京農工大学・島根大学・ 岡山大学・宮崎大学以外 については、農業機械学 専攻、専修又はコースを 除く。）	電気通信工学に関する学科	電気通信科		
	農林土木科				
	緑地園芸科				
	緑地科				

表4 検定種目・実務経験年数の組み合わせ

建設工事の種類	級別	資格区分	合格後必要な実務経験年数	建設工事の種類	級別	資格区分	合格後必要な実務経験年数	建設工事の種類	級別	資格区分	合格後必要な実務経験年数
大工工事	1級 建築施工管理技士補	3年以上	しゅんせつ工事	1級	土木施工管理技士補 管工事施工管理技士補 管工事施工管理技士 造園施工管理技士	3年以上	さく井工事	1級	土木施工管理技士補 管工事施工管理技士補 管工事施工管理技士 造園施工管理技士	3年以上	
	2級 建築施工管理技士(建築)	5年以上			土木施工管理技士 管工事施工管理技士 造園施工管理技士 造園施工管理技士	5年以上			土木施工管理技士 管工事施工管理技士 管工事施工管理技士 造園施工管理技士	5年以上	
左官工事	1級 土木施工管理技士 建築施工管理技士 造園施工管理技士 造園施工管理技士	3年以上	板金工事	1級	土木施工管理技士補 管工事施工管理技士補 管工事施工管理技士 建築施工管理技士補 管工事施工管理技士 造園施工管理技士	3年以上	建具工事	1級	土木施工管理技士補 管工事施工管理技士補 管工事施工管理技士 建築施工管理技士	3年以上	
	2級 土木施工管理技士 建築施工管理技士(建築) 建築施工管理技士(躯体) 造園施工管理技士	5年以上			土木施工管理技士 建築施工管理技士 管工事施工管理技士 造園施工管理技士	5年以上			2級 建築施工管理技士(建築) 建築施工管理技士(躯体) 管工事施工管理技士	5年以上	
とび・土工・コンクリート工事	1級 土木施工管理技士 建築施工管理技士 造園施工管理技士 造園施工管理技士	3年以上	ガラス工事	1級	建築施工管理技士補 建築施工管理技士 管工事施工管理技士 建築施工管理技士 管工事施工管理技士	3年以上	水道施設工事	1級	土木施工管理技士 建築施工管理技士 管工事施工管理技士 造園施工管理技士	3年以上	
	2級 土木施工管理技士(鋼構造物塗装) 建築施工管理技士(建築) 建築施工管理技士(仕上げ) 造園施工管理技士	5年以上			2級 建築施工管理技士(建築) 建築施工管理技士(躯体)	5年以上			2級 建築施工管理技士(建築) 建築施工管理技士(躯体) 管工事施工管理技士	5年以上	
石工事	1級 土木施工管理技士 建築施工管理技士 造園施工管理技士 造園施工管理技士	3年以上	塗装工事	1級	土木施工管理技士補 建築施工管理技士補 造園施工管理技士 土木施工管理技士 建築施工管理技士 造園施工管理技士	3年以上	消防施設工事	1級	土木施工管理技士 建築施工管理技士 管工事施工管理技士 造園施工管理技士	3年以上	
	2級 土木施工管理技士(鋼構造物塗装) 土木施工管理技士(薬液注入) 建築施工管理技士(建築) 建築施工管理技士(躯体) 造園施工管理技士	5年以上			2級 土木施工管理技士(土木) 土木施工管理技士(薬液注入) 建築施工管理技士(建築) 建築施工管理技士(躯体) 造園施工管理技士	5年以上			2級 土木施工管理技士(鋼構造物塗装) 土木施工管理技士(薬液注入) 建築施工管理技士 管工事施工管理技士 造園施工管理技士	5年以上	
屋根工事	1級 土木施工管理技士 建築施工管理技士 造園施工管理技士 造園施工管理技士	3年以上	防水工事	1級	土木施工管理技士補 建築施工管理技士補 造園施工管理技士 土木施工管理技士 造園施工管理技士	3年以上	消防施設工事※1	1級	建築施工管理技士 電気工事施工管理技士 管工事施工管理技士 建築施工管理技士 電気工事施工管理技士 管工事施工管理技士 建築施工管理技士	3年以上	
	2級 土木施工管理技士 建築施工管理技士(建築) 建築施工管理技士(躯体) 造園施工管理技士	5年以上			2級 土木施工管理技士 建築施工管理技士(建築) 建築施工管理技士(躯体) 造園施工管理技士	5年以上			2級 電気工事施工管理技士 管工事施工管理技士 建築施工管理技士 電気工事施工管理技士 管工事施工管理技士	5年以上	
タイル工事	1級 土木施工管理技士 建築施工管理技士 造園施工管理技士 造園施工管理技士	3年以上	機械器具設置工事	1級	建築施工管理技士補 電気工事施工管理技士 管工事施工管理技士 建築施工管理技士 電気工事施工管理技士 管工事施工管理技士	3年以上	清掃施設工事	1級	土木施工管理技士 建築施工管理技士 管工事施工管理技士 造園施工管理技士 土木施工管理技士 建築施工管理技士 管工事施工管理技士 造園施工管理技士	3年以上	
	2級 土木施工管理技士 建築施工管理技士 造園施工管理技士 建築施工管理技士(建築) 造園施工管理技士	5年以上			2級 建築施工管理技士 建築施工管理技士 管工事施工管理技士 建築施工管理技士 電気工事施工管理技士 管工事施工管理技士	5年以上			2級 土木施工管理技士 建築施工管理技士 管工事施工管理技士 造園施工管理技士	5年以上	
鉄筋工事	1級 土木施工管理技士 建築施工管理技士 管工事施工管理技士補	3年以上	熱絶縁工事	1級	土木施工管理技士補 建築施工管理技士 管工事施工管理技士 造園施工管理技士	3年以上	解体工事	1級	土木施工管理技士 建築施工管理技士 造園施工管理技士 造園施工管理技士	3年以上	
	2級 土木施工管理技士 建築施工管理技士(建築) 建築施工管理技士(仕上げ) 管工事施工管理技士 造園施工管理技士	5年以上			2級 土木施工管理技士 建築施工管理技士 管工事施工管理技士 造園施工管理技士 2級 土木施工管理技士 建築施工管理技士(建築) 建築施工管理技士(躯体) 管工事施工管理技士 造園施工管理技士	5年以上			2級 土木施工管理技士(鋼構造物塗装) 土木施工管理技士(薬液注入) 建築施工管理技士(仕上げ) 造園施工管理技士	5年以上	

※1 消防法の規定により、消防施設に係る工事の施工は有資格者が行わなければなりません。

※2 特定建設業許可の専任技術者になる場合、これらの組み合わせに加え、指導監督的実務経験を有することが必要です。

表5－1 許可業種に応じて認定する登録基幹技能者講習の種目（一般建設業）

コード	資格区分	建設業の種類																														
		土	建	大	左	と	石	屋	電	管	タ	鋼	筋	舗	しゅ	板	ガ	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解		
	型枠			7																												
	建築大工			7																												
	左官				7																											
	外壁仕上					7													7	7												
	橋梁						7								7																	
	コンクリート圧送						7																									
	トンネル						7																									
	機械土工						7																									
	PC						7								7																	
	鳶・土工						7																									
	切断穿孔						7																									
	エクステリア						7	7					7																			
	グラウト						7																									
	運動施設						7									7											7					
	基礎工						7																									
	標識・路面標示						7												7													
	土工						7																									
	建築板金							7										7														
	電気工事								7																			7				
36	配管									7																						
	ダクト									7																						
	冷凍空調									7																						
	タイル張り										7																					
	ALC									7																						
	鉄筋										7																					
	圧接										7																					
	海上起重											7																				
	硝子												7																			
	建設塗装													7																		
	防水														7																	
	内装仕上															7																
	保温保冷																	7														
	ウレタン断熱																		7													
	造園																			7												
	サッシ・カーテンウォール																				7											
	消火設備																					7										
	圧入工								7																							
	送電線工事								7		7																					
	さく井																						7									
	解体																														7	

※専任技術者になるには、左欄の建設業に係る建設工事に関して10年以上の実務経験を有していることが必要です（修了証の「実務経験を有する建設業の種類」欄に記載された業種に限ります）。

※許可申請等の際には、左欄の建設業の種類について「建設業法第26条第1項に定める主任技術者の要件を満たす者である」旨の記載がある講習修了証の写し（有効期間内のもの）を添付してください。

表5-2 許可業種に応じて認定する登録基幹技能者講習の種目（特定建設業）

コード	資格区分	建設業の種類																												
		土	建	大	左	と	石	屋	電	管	タ	鋼	筋	舗	しゅ	板	ガ	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解
	型枠																													
	建築大工																													
	左官																													
	外壁仕上																													
	橋梁																													
	コンクリート圧送																													
	トンネル																													
	機械土工																													
	PC																													
	鳶・土工																													
	切断穿孔																													
	エクステリア																													
	グラウト																													
	運動施設																													
	基礎工																													
	標識・路面標示																													
	土工																													
	建築板金																		7											
	電気工事																													
	配管																													
	ダクト																													
	冷凍空調																													
	タイル張り																													
	ALC																													
	鉄筋																	8												
	圧接																8													
	海上起重																	8												
	硝子																		8											
	建設塗装																			8										
	防水																			8										
	内装仕上																			8										
	保温保冷																				8									
	ウレタン断熱																			8										
	造園																													
	サッシ・カーテンウォール																				8									
	消火設備																												8	
	圧入工																8													
	送電線工事																	8												
	さく井																				8									
	解体																												8	

※専任技術者になるには、左欄の建設業に係る建設工事に関して10年以上の実務経験 + **2年以上の指導監督的な実務経験**を有していることが必要です（修了証の「実務経験を有する建設業の種類」欄に記載された業種に限ります）。

※許可申請等の際には、左欄の建設業の種類について「建設業法第26条第1項に定める主任技術者の要件を満たす者である」旨の記載がある講習修了証の写し（有効期間内のもの）を添付してください。